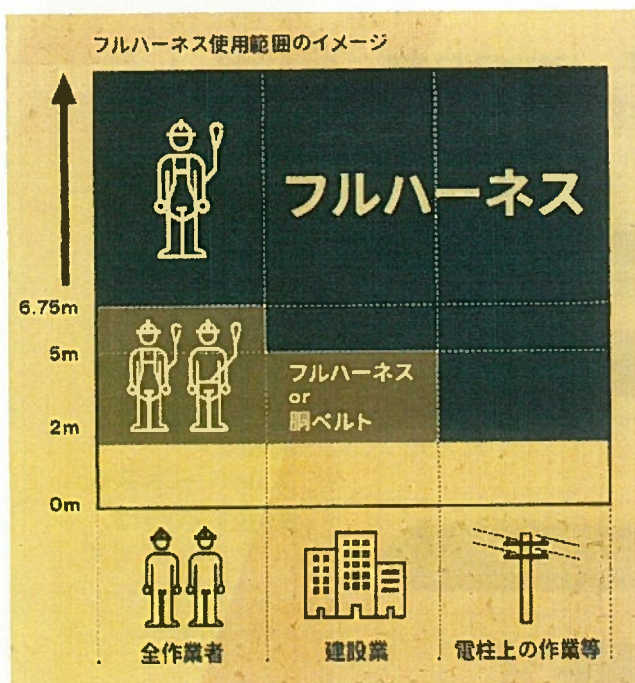


2019年2月より、安衛則が改正され「フルハーネスが原則化」になりました

高所作業ではフルハーネスの使用が原則になります

新規制の施行は2019年2月1日です

特別教育が必須になります



2019年
2月1日

新規制の施行

- 高所作業でのフルハーネス使用が原則に

2019年
2月1日
～
2022年
1月1日

経過措置期間

- 旧規格適合品から新規格適合品への移行期間
- 旧規格適合品も使用可
- 但し、旧規格品の製造・輸入は2019年8月1日以降は不可

2022年
1月2日以降

新規格品使用への全面移行

- 新規格適合したフルハーネス使用が義務に

対象：フルハーネスの使用者

学科

I 作業に関する知識	1時間
II 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ)に関する知識	2時間
III 労働災害の防止に関する知識	1時間
IV 関係法令	0.5時間

実技

V 墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間
-----------------	-------

作業者によっては条件を満たすことで科目の一部を省略可能です。

「安全帯の規格（旧規格）」が「墜落制止用器具の規格（新規格）」として改正